

日行連発第121号  
令和3年4月28日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
許認可業務部  
部長 村山 豪彦

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の  
変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月13日付・日行連発第40号）についてお知らせしたところですが、今般、国土交通省より、令和3年4月9日に、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）について、宮城県、大阪府、兵庫県の1府2県から東京都、京都府、沖縄県を含む1都2府3県に拡大する公示がなされ、拡大された重点措置区域においても同4月12日からまん延防止等重点措置を実施することが決定されたことを踏まえ、まん延防止等重点措置区域の変更に伴う対応について、地方公共団体及び建設業団体等あてに送付したとの連絡がありましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

**【別添】**

- ・新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応について  
（令和3年4月12日・国土交通省）